

静福共第18号

昭和49年7月22日

各施設長様

財団法人静岡県社会福祉事業共済会
会長 内山 信一

昭和49年7月7日から8日の「台風第8号及び梅雨前線」により 災害を受けた本会の資格取得職員の共済対策について

標題の件について、災害を受けられた施設並びに職員の方に心より御見舞申し上げます。職員の方の被害状況について事務局で調査をいたしましたところ約40施設152人の方が床上浸水以上の被害を受けられました。このため、職員の救済対策について7月19日緊急理事会を開催し、次の通り決定をみましたのでお知らせ申し上げます。

なお、該当職員に対しては、見舞金の請求又は貸付の申し込みを至急取りまとめ、本会事務局に提出下さいますようお願いいたします。

記

災害見舞金

1. 災害見舞金の総額は1,000万円を限度とし、運用財産の特別積立金より支出する。
2. 見舞金の額
 - a. 床上浸水の方には、一律5万円。
 - b. 土砂等流入又は濘くずれにより家屋等に被害を受けられた方は、施設長の判断により1万円から5万円まで。
 - c. 家屋等流出又は全壊の方に限り30万円。但し被害職員が主たる生計者でない方は1/2とする。
 - d. 床下浸水の方は原則として見舞金はさし上げないこととする。
3. 被害見舞金請求書（慶弔金給付請求書代用）に施設長の被害状況証明書を添付し提出すること。
4. 送金先は、普通銀行の施設長口座を明記して下さい。

金)の範囲内で行う。

2. 別紙臨時貸付要領により貸付けるものとし、1口10万円、3口までを貸出しする。
3. 償還方法は6ヶ月間の据え置き後24ヶ月間の均等償還とする。1口1ヶ月の返還金は4,560円とする。(貸付金利 年6分)
4. 連帯保証人は法人の理事長又は施設長とする。
5. 締切日は8月15日とし8月下旬までに貸付金を送付する。
6. 送金先銀行は見舞金の送付銀行と同様にすること。